

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成31年度用地業務支援システム保守管理及び改修	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) エクス 岐阜県羽島市舟橋町本町5-32	左記業者は本システムの開発業者であり、本システムの保守管理及び改修業務を行うことが可能な唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,760,000	-	-				
資金関係データ管理システム保守管理業務	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) 日立システムズ 東京都中央区日本橋兜橋1-4	当該業務の対象となるシステムは左記事業者が開発したものであり、その内容、運用方法、障害対応の技術情報を有しているものは他にいないので契約事務規程第38条第1項エにより随意契約とした。	非公開	2,616,000	-	-				
文書管理システム保守管理及び運用支援業務	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	T I S (株) 東京都新宿区西新宿8-17-1	当システムの開発を担ったとともに、その後の保守及び改修業務に携わっており、当システムに精通していること、また他の業者では困難性が高いため、契約事務規程第38条第1項第1号エを適用して契約を締結したものである。	非公開	10,703,000	-	-				
信用リスク管理システムに係る保守管理業務	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	T I S (株) 東京都新宿区西新宿8-17-1	左記業者は本システムの開発業者であり、本システムの保守管理業務を行うことが可能な唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	4,070,060	-	-				
電子規程集更新データ作成単価契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	本システムは、左記業者が構築し設定を行ったもので、相当数のデータが構築されており、技術上・著作権及び経済的な観点から、本業務を他の者が行うことは不可能であることから、契約事務規程第38条第1項第1号エを適用して随意契約を締結したものである。	非公開	新規制定2,160円/頁 一部改正21,600円/件	-	-				単価契約予定総額：1,820,000円
例規執務サポートシステム(電子規程集)、法令Webシステム及びローライブラリー(判例)使用許諾契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	本システムは、左記業者が構築し設定を行ったもので、相当数のデータが構築されており、技術上・著作権及び経済的な観点から、本業務を他の者が行うことは不可能であることから、契約事務規程第38条第1項第1号エを適用して随意契約を締結したものである。	非公開	1,046,400	-	-				
第2期センターサーバ等機器の廃棄	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	東芝デジタルソリューションズ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	契約の相手方がその他特定の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	3,146,200	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
会計システムの保守管理業務	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) エヌデーデー 東京都中野区本町2丁目46番2号	左記業者は本システムの開発業者であり、本システムの保守管理業務を行うことが可能な唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	18,312,000	-	-				
平成31年度格付取得に関する契約の締結	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) 格付投資情報センター 東京都千代田区神田錦町3-22	格付の取得は、格付機関が機構の信用力等について評価を行うものであり、機構の経営状況等に関し理解する能力を有するとともに信用実績のある優れた格付機関を選定する必要があること、また、同じ格付機関から継続的に格付を取得して指標の連続性を保つことが投資家の信頼を得るために必要という観点から契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	5,450,000	-	-				
平成31年度格付取得に関する契約の締結	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	ムーディーズ・ジャパン(株) 東京都港区愛宕2-5-1	格付の取得は、格付機関が機構の信用力等について評価を行うものであり、機構の経営状況等に関し理解する能力を有するとともに信用実績のある優れた格付機関を選定する必要があること、また、同じ格付機関から継続的に格付を取得して指標の連続性を保つことが投資家の信頼を得るために必要という観点から契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	5,133,900	-	-				
第2期センターサーバ等機器の延長保守契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	東芝デジタルソリューションズ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	契約の相手方がその他特定の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	3,315,600	-	-				
「共用型貸与モバイル端末」の契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	ソフトバンク(株) 東京都渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル6階	契約の相手方がその他特定の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	25,566,870	-	-				
機構情報ネットワーク通信網(IP-VPN)使用契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	ソフトバンク(株) 東京都渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル6階	契約履行中の役務の供給であって、ネットワークシステム回線を変更する場合、新たに通信機器の交換、設定、切替等作業が全体的に必要となり、履行中の契約者以外の者に履行させることが著しく不利なため、契約事務規程第38条第1項第3号アの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	38,259,773	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
後納郵便料	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株)日本郵便 東京都千代田区霞が関1-3-2	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は同社しかなく競争を許さないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エを適用して契約を締結したものである。	非公表	2,910,000	-	-				令和元年度支払見込み額
加除式図書追録の本社一括購入契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	追録の販売は追録の出版社のみであり、競争を許さないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エを適用して契約を締結したものである。	非公表	2,159,560	-	-				
電話料	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(契約事務規程第38条第1項第1号ウ)。	非公開	4,209,800	-	-				令和元年度支払見込み額
電話料	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(契約事務規程第38条第1項第1号ウ)。	非公開	2,325,600	-	-				令和元年度支払見込み額
本社事務所施設貸借契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	MCUBS MidCity 投資法人 東京都千代田区丸の内2-7-3	契約の相手方がビルの所有者であるため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	546,129,480	-	-				
本社事務所清掃業務委託	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株)アサヒファシリティズ 神奈川県横浜西区花咲町6-145	ビル所有者が業者を指定しているため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	21,278,436	-	-				
平成31年度タクシー供給業務	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	神奈川県個人タクシー(同) 神奈川県横浜磯子区新磯子町6-10 東都タクシー無線(同) 東京都豊島区西池袋5-13-13 チェッカーキャブ無線(同) 東京都中央区銀座8-11-1 東京都個人タクシー(同) 東京都中野区弥生町5-6-6	公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者が3者あり、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、4者と契約したものである。	非公開	関東運輸局の認可運賃による。	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
本社事務所定期駐車場貸借契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) アサヒファシリティズ 神奈川県横浜西区花咲町6-145	ビル所有者が業者を指定しているため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,177,200	-	-				
光熱料供給契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) アサヒファシリティズ 神奈川県横浜西区花咲町6-145	ビル所有者が業者を指定しているため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結した。	非公開	61,720,000	-	-				令和元年度支払見込み額
ETCカード利用料金	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	(株) ジェーシービー 東京都港区青山5-1-22	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	1,341,000	-	-				令和元年度支払見込み額
弁護士報酬契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	明大昭平・法律事務所 横浜市中区本町2-19 弁護士ビル	本契約は訴訟係属中の事件に係る契約であり、訴訟戦略上当該契約の相手方との契約が最適と考えられるので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第38条第1号(エ)に該当することから随意契約とする。	非公表	2,570,960	-	-				令和元年度支払見込み額
弁護士報酬契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	明大昭平・法律事務所 横浜市中区本町2-19 弁護士ビル	本契約は訴訟係属中の事件に係る契約であり、訴訟戦略上当該契約の相手方との契約が最適と考えられるので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第38条第1号(エ)に該当することから随意契約とする。	非公表	1,720,120	-	-				令和元年度支払見込み額
弁護士報酬契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区丸の内2-7-2	長島・大野・常松法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しているが、顧問契約の内容を超えて別途契約を締結する必要があることから、契約事務規程第38条第1号エを適用し、随意契約とした。	非公表	12,982,000	-	-				令和元年度支払見込み額
弁護士報酬契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月1日	長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区丸の内2-7-2	長島・大野・常松法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しているが、顧問契約の内容を超えて別途契約を締結する必要があることから、契約事務規程第38条第1号エを適用し、随意契約とした。	非公表	11,844,000	-	-				令和元年度支払見込み額

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
199総トン型 鋼製潤滑油船の船舶建造工事請負契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	平成31年4月25日	鈴木造船(株) 三重県四日市市富双1-1-3	共同建造事業者が競争契約を希望せず、船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、船主が要請する造船所と契約することが適当であると認められることから、契約事務規程第38条第4号に該当する。	-	-	-	-				契約上の守秘義務により、契約金額及び予定価格については非公表とする。
19総トン型 アルミニウム合金製 貨客船の船舶建造工事請負契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和1年5月15日	瀬戸内クラフト(株) 広島県尾道市向東町9210	共同建造事業者が競争契約を希望せず、船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、船主が要請する造船所と契約することが適当であると認められることから、契約事務規程第38条第4号に該当する。	-	-	-	-				契約上の守秘義務により、契約金額及び予定価格については非公表とする。
第125回、第126回、第127回及び第128回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券買取引受契約	理事長 北村 隆志 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和元年5月23日	みずほ証券(株) 東京都千代田区大手町1-5-1 野村證券(株) 東京都中央区日本橋1-9-1 SMBC日興証券(株) 東京都千代田区丸の内3-3-1	鉄道・運輸機構債券の商品性を踏まえ、債券引受実績、機構業務に対する理解度、機構への日常的な情報提供等を勘案のうえ、主幹候補会社の公募を行い、企画競争により選定した。提出された企画提案書の審査を行い、主幹会社を決定し、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公開	157,140,000	-	-				
鉄道構造物の品質管理向上に関する調査指導業務	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和1年5月23日	(株)レールウェイエンジニアリング 東京都千代田区神田鍛冶町3-5-2	左記業者は、鉄道建設の分野における幅広い専門知識、経験及び能力を有し、機構が制定している基準等を熟知している者であることから本業務の特定者として、公募手続きを実施したところ、参加希望者がいなかったため、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し随意契約を締結したものである。	非公開	9,900,000	-	-				
19総トン型 アルミニウム合金製 旅客船の船舶建造工事請負契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和1年6月3日	ツネイシクラフト&ファシリティアーズ(株) 広島県尾道市浦崎町1471-8	共同建造事業者が競争契約を希望せず、船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、船主が要請する造船所と契約することが適当であると認められることから、契約事務規程第38条第4号に該当する。	-	-	-	-				契約上の守秘義務により、契約金額及び予定価格については非公表とする。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成31年度資格審査(建設工事)インターネット一元受付システム改良業務	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和1年6月11日	日本電気(株)東海支社 愛知県名古屋市中区錦1丁目17-1NEC中部ビル	企画提案の公募による企画競争を行い、提出された企画提案書を審査し、左記相手方の企画提案書が特定されたことから、契約事務規程第38条第1号エの規定を適用し随意契約を締結したものである。	非公開	2,724,613	-	-				
弁護士報酬契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和元年6月21日	長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区丸の内2-7-2	長島・大野・常松法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しているが、顧問契約の内容を超えて別途契約を締結する必要があることから、契約事務規程第38条第1号(エ)を適用し、随意契約とした。	非公表	9,554,000	-	-				令和元年度支払見込み額
弁護士報酬契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和元年6月21日	長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区丸の内2-7-2	長島・大野・常松法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しているが、顧問契約の内容を超えて別途契約を締結する必要があることから、契約事務規程第38条第1号(エ)を適用し、随意契約とした。	非公表	1,489,000	-	-				令和元年度支払見込み額
23階自動扉装置交換作業	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和1年6月26日	(株)アサヒファンリテイズ 神奈川県横浜市西区花咲町6-145	ビル所有者が業者を指定しているため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結した。	非公開	2,376,000	-	-				
9.5総トン型 高張力鋼製 旅客船の船舶建造工事請負契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中区本町6-50-1	令和1年6月27日	鈴木造船(株) 三重県四日市市富双1-1-3	共同建造事業者が競争契約を希望せず、船舶の仕様の特異性、保守管理上の便宜等の理由により、船主が要請する造船所と契約することが適当であると認められることから、契約事務規程第38条第4号に該当する。	-	-	-	-				契約上の守秘義務により、契約金額及び予定価格については非公表とする。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
499総トン型 鋼製液体化学薬品ばら積船の船舶建造工事請負契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和1年7月26日	本瓦造船(株) 広島県福山市鞆町後地1717	共同建造事業者が競争契約を希望せず、船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、船主が要請する造船所と契約することが適当であると認められることから、契約事務規程第38条第4号に該当する。	-	-	-	-				契約上の守秘義務により、契約金額及び予定価格については非公表とする。
15,400総トン型 鋼製 旅客船兼自動車渡船の船舶建造工事請負契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和1年7月26日	三菱造船(株) 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1	共同建造事業者が競争契約を希望せず、船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、船主が要請する造船所と契約することが適当であると認められることから、契約事務規程第38条第4号に該当する。	-	-	-	-				契約上の守秘義務により、契約金額及び予定価格については非公表とする。
499総トン型 鋼製 旅客船兼自動車航送船の船舶建造工事請負契約	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和1年7月29日	(株)渡辺造船所 長崎県長崎市土井首町509-13	共同建造事業者が競争契約を希望せず、船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、船主が要請する造船所と契約することが適当であると認められることから、契約事務規程第38条第4号に該当する。	-	-	-	-				契約上の守秘義務により、契約金額及び予定価格については非公表とする。
資金関係データ管理システム改修	契約担当役 副理事長 小島 滋 神奈川県横浜市中央区本町6-50-1	令和1年7月29日	(株)日立システムズ 東京都中央区日本橋隅田橋1-4	当該業務の対象となるシステムは左記事業者が開発したものであり、その内容、運用方法、障害対応の技術情報を有しているものは他にいないので契約事務規程第38条第1項エにより随意契約とした。	非公開	2,276,640	-	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。